

工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の「・」に○マーク、「□」レマークを記入する。

（総括監督員・担当課長代理等）

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不満である	工程管理が不備である
		<p>「□：評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/>当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の1割以上の余裕を持って完了させた。</li> <li>・雪・波浪等の気象条件を考慮し、完成検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能ないように工程に配慮がある。</li> <li>・社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。</li> <li>・工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルなく工事を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整区間2つ以上、調整回数2回以上。（運搬路の利用調整など）</li> <li>・工事調整が工程短縮の要因となった。（調整機関・回数が1回）</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情が無かった。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程に空きや無駄が無かった。</li> <li>・資材搬入の時期と使用時期にずれが無かった。</li> <li>・現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。</li> <li>・<b>施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。</b></li> </ul> <p><input type="checkbox"/>「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項が無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>その他 （ )</p>				
		<p>（採点指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 複数のチェック項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（□にし点）する。→（評価項目として扱う）</li> <li>* 評価項目が4項目以上・・・a 2項目以上・・・b その他・・・c（該当項目がなくとも、工期内に工事を完成）</li> <li>* 自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・d</li> <li>* 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・e とする。</li> </ul>				

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目の「・」に○マーク、「□」にレマークを記入する。

（総括監督員・担当課長代理等）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不満である	安全対策が不備である
		<p>「□：評価対象項目」</p> <p>□建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。                      ・当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。                      ・災害に対する防止対策が十分である。</p> <p>□安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。                      ・会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。                      ・現場に安全組織表が掲示され、担当者とその職務が明確になっている。                      （統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者）</p> <p>□安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。                      ・独自性がある。（現場条件に適した独自の安全管理を実施している）                      ・低コストで、他の工事等への汎用が可能である。</p> <p>□安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。                      ・協議会の幹事等の役員として、月1回以上積極的に活動している。                      ・その都度の開催の目的意識が明確化されている。</p> <p>□安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。                      ・誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。                      ・地域住民から安全に関する苦情・トラブルが無い。</p> <p>□「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について指摘事項が無い。                      ・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。</p> <p>□その他 （ )</p>				
		<p>（採点指標）</p> <p>* 複数の項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（□にし点）する。→評価項目</p> <p>* 評価項目が5項目以上・・・a    3項目以上・・・b    その他・・・c</p> <p>ただし</p> <p>* 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価としないこと。                      （事故が発生した場合の安全管理の適否については、事故の報告を受けた林業土木工事検査監が判断するので、評価者はその判断を確認する。）</p> <p>また</p> <p>* 安全対策に不備があり、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・d</p> <p>* 安全対策の改善指示に対して改善がなされず、安全対策の不備の内容が悪質と判断される場合・・・e とする。</p>				

工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。（総括監督員・担当課長代理等）

審査項目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4.工事特性	I.施工条件等への対応	<p>1. 構造物の特殊性への対応</p> <p>□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊（大規模）な工事</p> <p>□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>□ 3. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>□ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>□ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>□ 8. 事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事</p> <p>□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>□ 10. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(□ 1.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切土の土工量：5万m<sup>3</sup>以上、盛土の土工量：5万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ：8m以上</li> <li>トンネル（シールド）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上</li> <li>樋門又は樋管の内空断面積：15m<sup>2</sup>以上、揚排水機場の吐出管径：2000mm以上</li> <li>堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上</li> <li>堰又は水門の扉体面積：50m<sup>2</sup>/門以上、トンネル（開削工法）の掘削深さ：20m以上</li> <li>トンネル（NATM）の内空断面積：20m<sup>2</sup>以上、トンネル（沈埋工法）の内空断面積：300m<sup>2</sup>以上</li> <li>海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上</li> <li>地すべり防止工：幅100m以上又は法長150m以上（施工ブロック）</li> <li>浚渫工の浚渫土量：100万m<sup>3</sup>以上、流路工の計画高水流量：500m<sup>3</sup>/s以上</li> <li>治山ダム工の堤高：15m以上 ・山腹工施工面積：1ha以上 ・集水井の長さ（深さ）：30m以上</li> <li>転流トンネルの流下能力：400m<sup>3</sup>/s以上、橋梁下部工の高さ：15m以上</li> <li>橋梁上部工の最大支間長：30m以上 ・林道開設延長：1,500m以上</li> </ul> <p>(□ 2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治山工事などにおいて、現地あわせに基づいて再検討が必要な工事。（種別の変更・基礎工事の追加等）</li> <li>鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。</li> <li>供用中の道路トンネルの拡幅工事。</li> </ul> <p>(□ 3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。</li> <li>その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事。</li> <li>地山強度が低い又は土かぶり薄い、FEM解析などによる検討が必要な工事。</li> </ul> <p>(□ 4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。</li> <li>市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</li> </ul> <p>(□ 5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。</li> <li>地元調整や環境対策などの制約が多い工事。</li> <li>そのほか各種制約があり、施工に厳しい制限を受けた工事。</li> </ul> <p>(□ 6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地での夜間工事。</li> <li>DID地区での工事。</li> </ul> <p>(□ 7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事。</li> </ul> <p>(□ 8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められる工事。</li> </ul> <p>(□ 9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業範囲が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(□ 10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> </ul>

工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。（総括監督員・担当課長代理等）

審査項目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4.工事特性	I.施工条件等への対応	<p>3. 厳しい自然条件・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</li> <li><input type="checkbox"/> 12.雨・雷・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</li> <li><input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</li> <li><input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</li> <li><input type="checkbox"/> 15.維持修繕工事等で地元調整等の手間がかかる工事</li> <li><input type="checkbox"/> 16.その他 [理由 _____ ]</li> </ul> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加算とする。</p> <p>4. 長期工事における安全確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 17.12ヶ月を越える工事で、事故がなく完成した工事（全面、一時中止期間を除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。</li> <li><input type="checkbox"/> 18.その他 [理由 _____ ]</li> </ul> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加算とする。</p>	<p>(□11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川区域内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>・集水井工事において、地形条件や地質状況、水理地質等が施工に厳しく、ボーリング・ヒービング、井壁の崩落などが発生した工事。</li> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</li> </ul> <p>(□12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内の工事のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪等の水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</li> </ul> <p>(□13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。</li> <li>・若しくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。</li> <li>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地すべり防止対策・山腹崩壊対策等の安全対策を必要とする工事。</li> <li>・土石流危険渓流又は崩壊土砂流出危険地区に指定された区域内における工事。</li> <li>・山林砂防工が適用となる箇所（勾配概ね30%以上・100m以上のケーブルクレーン架設・コンクリートの現場練り等）の工事</li> <li>・被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。</li> </ul> <p>(□14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。</li> </ul> <p>(□15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元説明会を複数回開催したり個別に住民の意向確認をするなど、工事規模に比して手間のかかる工事。</li> </ul> <p>(□16.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他 自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>・その他 災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。</li> <li>・その他 酸素欠乏危険作業への対応が必要であった工事。</li> </ul>
評価		<p>評点 : _____ 点</p>	

(採点指標)

- ※1 工事特性は、最大20点の加算評価とする・
- ※2 主任監督員が評価する、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
- ※3 評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考とする。

工事成績採点の審査項目別運用表（森林整備）

（総括監督員・担当課長代理等）

審査項目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4.工事特性	I.施工条件等への対応	1. 作業種の特性への対応  ※右記の対応事項に1つ以上し点が付けば3点の加点とする。	（1について） <input type="checkbox"/> 植栽工 湿地・特殊土壌等のため、植栽方法に特に留意する必要がある場合。 <input type="checkbox"/> 下刈り 被圧植物の生長が旺盛等で植栽木の誤伐に特に留意する必要がある場合。 <input type="checkbox"/> 本数調整伐 有用な中・高木性広葉樹種が下層に進入し、適切に残存させながら作業をする場合。 <input type="checkbox"/> 本数調整伐 伐採作業に高度な技術を要する場合（胸高直径が大きく作業が困難な場合） （胸高直径が70cm以上、及び胸高直径20cm以上で、かつ、重心が著しく偏しているものが20%以上ある場合）。
		2. 作業環境、社会条件等への対応  ※右記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	（2について） <input type="checkbox"/> 境界確認 複雑な土地境界に対し、留意して実施する場合。 <input type="checkbox"/> 自然環境保全 林地の保全、下層木等の生長に支障とならないよう留意して伐採・集積をする場 <input type="checkbox"/> 人家・道路等の保全 伐採方法・集積方法に特に留意をする場合（伐倒方向・集積木の流出防止
		3. 厳しい自然条件・地盤条件への対応  ※右記の対応事項に1つ以上し点が付けば3点の加算とする。	（3について） <input type="checkbox"/> 対象面積の1/2以上が急峻な地形（30°以上）の場合。（刈払いを除く） <input type="checkbox"/> 転石や切株等が多く制約を受けながら作業をする場合。 <input type="checkbox"/> 貴重な動植物への配慮のため、工程や作業方法に制約を受ける場合。 <input type="checkbox"/> 現場までの往復に相当の時間を要する場合（最寄り市町村役場（支所等含む）から往復90分以上を要する）。：対象面積の1/2以上
		4. 安全確保への対応  ※右記の対応事例に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	（4について） <input type="checkbox"/> 工事期間中事故が無く完成した。
	評 価	評点 : _____ 点	

（採点指標）  
 ※1 工事特性は、最大10点の加点評価とする。  
 ※2 主任監督員が評価する、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。  
 ※3 評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考とする。

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目の「・」に○マークを記入する。

(総括監督員・担当課長代理等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6.社会性等	I.地域への貢献等	貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや優れている	Cより貢献が優れている	他の事項に該当しない場合
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域の活動に積極的に参加した。</p> <p>2.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域と合同で取り組んだ。</p> <p>3.定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域と合同で取り組んだ。</p> <p>4.道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域と合同で取り組んだ。</p> <p>5.地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域と合同で取り組んだ。</p> <p>6.災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。                      ・主体的に取り組んだ。                      ・地域と合同で取り組んだ。</p> <p>7.その他                      ・現場の交通体制を地域住民に周知していた。                      ・通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。                      ・休止中及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。)                      ・リサイクル材料を使用した建設資材を使用し、循環型社会の形成に努めた。                      ・地域産材を積極的に利活用した。</p>				
		<p>(採点指標)</p> <p>* : 複数のチェック項目(・)がある場合、いずれかが該当すれば評価(○)とする。⇒(評価項目として扱う)</p> <p>* : ただし、提出された「別紙-6①工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙6-②工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」の提出内容により主体性、具体性等を前提とすることから、提出のない場合は、c評価とする。</p> <p>* : 評価項目が4項目以上・・a、3項目以上・・a'、2項目以上・・b、1項目以上・・b'、その他・・c(別紙6②の提出のないものを含む)</p> <p>* : 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する(当該工事以外の貢献は評価の対象としない)</p> <p>* : 地域産材とは、当該工事を所管する地域振興局内で生産された材とする。</p>				

工事成績採点の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する「措置内容」の項目の□に「し点」マークを記入する。

(総括監督員・担当課長代理等)

審査項目	措置内容		点数
7.法令遵守等	□1.指名停止3ヶ月以上		-20点
	□2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		-15点
	□3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		-13点
	□4.指名停止2週間以上1ヶ月未満		-10点
	□5.文書注意相当(文書警告・文書注意)		-8点
	□6.口頭注意相当		-5点
	□7.安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分は無かった。		-3点
	<p>※ 1.工事の施工に当たり、当該工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった場合に適用する。(適用事例がない場合は、該当なし)</p> <p>※ 2.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※ 3.「工事関係者」とは、当該工事を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>※ 4.完成検査後に指名停止等の処分があった場合は、速やかに評定を修正する。 (県営林業土木工事成績評定実施要領 第7による)</p> <p>【上記で評価する場合の適用事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。</li> <li>承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。</li> <li>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>当該工事関係者が贈収賄により逮捕又は公訴された。</li> <li>建設業法に違反する事実が判明した。(例：一括下請け、技術者の専任違反等)</li> <li>使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員、ガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を受けたが、これに従わなかった。</li> <li>安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 (事故が発生した場合の安全管理の適否については、治山課の労働災害担当の林業土木工事検査監が判断する。)</li> <li>明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。</li> </ol>		
8.総合評価 技術提案	<p>・技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。</p> <p>※ 減する点数は、総合評価落札方式実施の手引きによる。</p>		